#### 今回の見直しによって、国民皆保険制度を将来も守り続けるために、

# 都 道 府 県 も国民健康保険制度を担うこととなりました。

# 都道府県と市町村の役割分担

# これまで

市町村が国民健康保険の責任主体となり、 国保加入者から市町村へ納められた保険 税で運営していましたが、加入者やその 年齢構成によって、市町村には財政状況 にバラつきがありました。





# 見宜しに伴う加入者の皆さんへの影響について

### ①保険税の変更について

各市町村は保険料(税)を財源として、北海道へ納付金を納付する仕組みとなります。

北海道は、国からの補助金がおよそ半分、そして、各市町村 の所得や医療水準に基づいた納付金、つまり市町村からの分担 金を財源に賄っていくとしています。

そして、これまで市町村でばらつきのあった保険料は、都道府県が、市町村ごとに「標準的な保険料率」を設定して、それを踏まえて最終的に各市町村が決定するとしています。

平成30年2月上旬には北海道より納付金の額及び標準保険料率が示され、この納付金と標準保険料率をもとに30年4月以降の保険税率が改正されますので、広報等にてお知らせ致します。

## ③高額療養費の多数該当について

高額療養費に年間3回以上該当した場合、3回目からは支払額が抑制される措置(多数回該当)がありましたが、これまで市町村をまたいで転居した場合、改めて1回目からカウントされていました。4月からは北海道内での住所異動は資格喪失にならなくなるため、世帯の継続性(家計の同一性、世帯の連続性)が保たれている場合、該当回数が通算されるようになります。

### ②保険証の様式変更

保険証が北海道共通の様式に変更となり、別に交付していた高齢受給者証が保険証と一体化されます。



### 4葬祭費について

#### 4万円 ⇒ 3万円

これまで上ノ国町では4万円の葬祭費を支給しておりましたが、道内で統一されることから3万円に変更となります。

国民健康保険制度に関するお問い合わせ:住民課住民課戸籍保険グループ



Kaminokuni Public Relations Vol.674